

令和5年6月9日

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する
現場管理費の補正の試行について（廃止）
お 知 ら せ

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の土木工事について、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について行っておりましたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインが廃止されましたので、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について廃止します。

なお、本廃止に伴い、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての真夏日の定義を以下のとおり改定しましたのでお知らせします。

記

1 真夏日の定義

改定前：日最高気温が28度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が28度以上の場合

改定後：日最高気温が**30度以上**の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合

※ 暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、変更ありません。

2 適用

(1) 対象となる工事

屋外作業を行う工事

※熱中症予防を実施した工事（既契約を含む）において、令和5年5月8日以降は、真夏日の定義の改定を適用します。

(2) 対象となる積算基準

土木工事標準積算基準（岡山県土木部）

機械設備積算基準（岡山県土木部）

港湾請負工事積算基準（岡山県土木部）

土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）

漁港漁場関係工事積算基準

治山林道必携 積算・施工編

2 補正方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算します。なお、補正は精算時に設計変更を行います。

$$\text{対象純工事費} \times \left(\left(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \right) + \boxed{\text{補正値}^{\ast 1} (\%)} \right)$$

$$\boxed{\text{補正値} (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\boxed{\text{真夏日率}} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 2} \div \text{工期}^{\ast 3}$$

※1 補正値：「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」の補正と重複する場合には最高2%とします。

※2 真夏日：日最高気温が**30度以上**の日とします。
ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が**30度以上**の場合とします。

※3 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除きます。

熱中症の対策については、厚生労働省の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンー熱中症予防対策の徹底を図るー」リーフレットを参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

3 その他

受注者が希望するものを対象としますので、希望する場合、監督員に協議をお願いします。

【問合せ先】

瀬戸内市総務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906